

米子市子どもの貧困対策推進計画（案）

令和元年 月

米子市

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 現状と課題	3
1 米子市の現状	3
2 ひとり親家庭の親からのアンケート結果による米子市の現状	9
3 米子市の課題	12
第3章 具体的な取組	13
1 現在実施している取組	13
2 今後の取組	20
第4章 計画の推進	21
1 達成目標	21
2 計画の推進体制	21
3 計画の進捗管理	21

第1章 計画策定の概要

1 計画の趣旨

「国民生活基礎調査」（厚生労働省）の結果によると、我が国の子どもの貧困率は平成24年で16.3%から、平成27年で13.9%に低下し、やや改善されましたが、7人に1人が貧困であることから、依然として厳しい状態にあることに違いありません。

子どもは、将来の日本を支えていく大事な宝です。その子どもたちが自分の未来を切り開いていけるよう、親から子への貧困の連鎖を断ち切ることが必要です。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要があります。

国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、同法に基づき、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、子どもの貧困に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標及び指数の改善に向けた重点施策等を定めました。

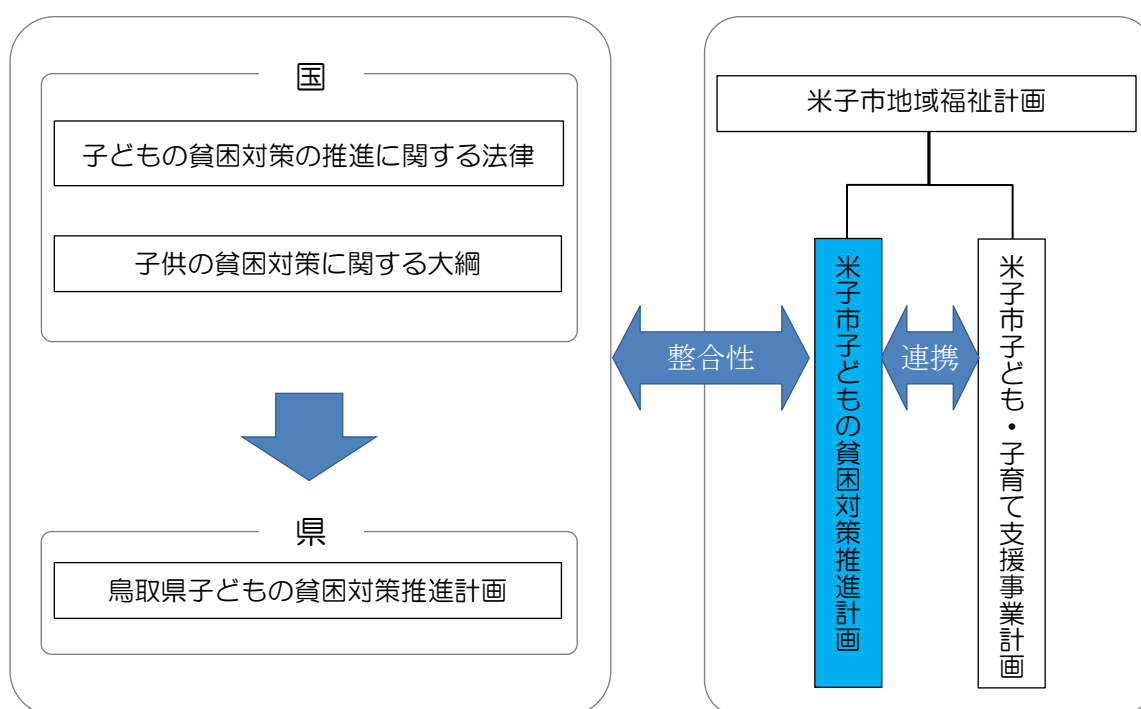
また、鳥取県においては、国の動きを踏まえ、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針となる平成27年3月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定（平成28年12月に改定）しました。

本市では、庁内各課において生活支援、学習支援、親への支援など、貧困対策に関連した事業を実施しているところですが、国の大綱及び県の計画策定を契機に、貧困の状況におかれ困難を抱えている本市の子どもの現状や課題を明らかにした上で、子どもの貧困対策推進計画を策定し、子どもの貧困に対する支援を総合的に実施することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条の地方公共団体の責務を具体化するものであり、平成26年8月に国において策定された「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）及び、鳥取県において平成27年3月に策定された「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」（平成28年12月に改定）との整合性を取るとともに、本市における各分野にわたる計画との連携を図ります。

【関係計画との連携】



※米子市地域福祉計画…令和2年3月に改定予定であり、改定後の米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画と米子市子どもの貧困対策推進計画の整合性を図る予定です。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とします。

また、各年度の進捗状況を適宜点検・評価するとともに、関係法令の改正や社会情勢の変化に応じて、米子市社会福祉審議会及び米子市子ども・子育て会議等の意見も参考に必要な見直しを行います。

第2章 現状と課題

子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、大綱において「支援を要する緊急度の高い子供」とされた児童養護施設等に入所している子どもや生活保護世帯の子ども、ひとり親家庭の子どもを中心に、大綱において示された「子供の貧困に関する指標」等を用いて、本市の現状と課題を考察します。

1 米子市の現状

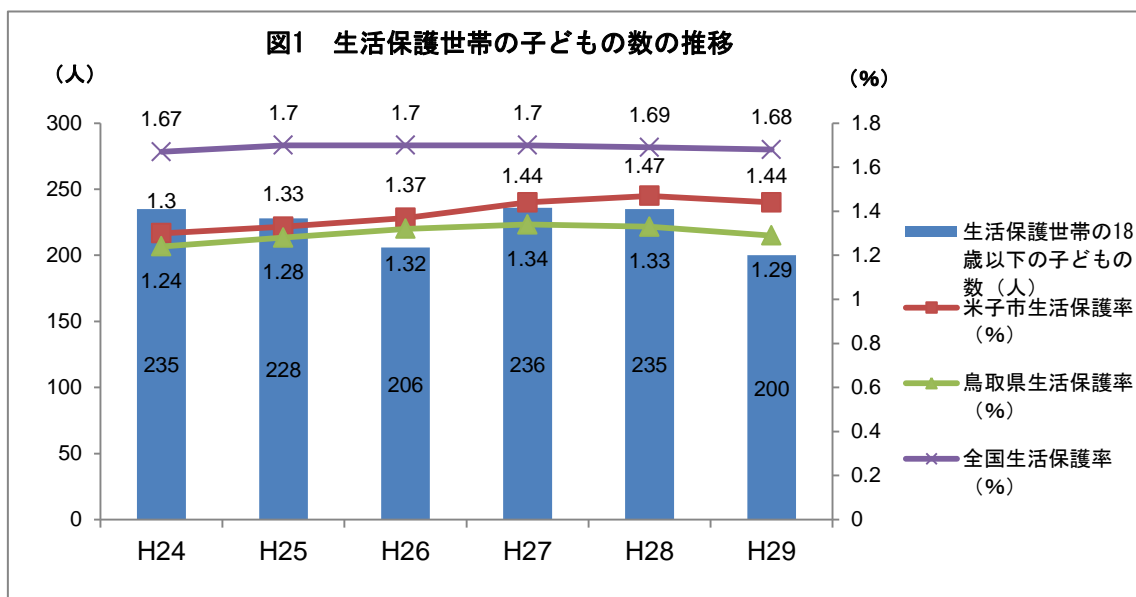
(1) 支援を要する子どもの数の推移

ア 生活保護世帯の子どもの数の推移

本市の生活保護世帯の子どもの数は、年度によって増減はあるものの毎年200人超で推移しています。また、本市の生活保護率は、鳥取県の生活保護率を上回っていますが、全国の生活保護率を下回っています。

表1 生活保護世帯の子どもの数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
保護世帯数(世帯)	1,474	1,539	1,589	1,667	1,731	1,736
米子市生活保護率(%)	1.30	1.33	1.37	1.44	1.47	1.44
鳥取県生活保護率(%)	1.24	1.28	1.32	1.34	1.33	1.29
全国生活保護率(%)	1.67	1.70	1.70	1.70	1.69	1.68
生活保護世帯の18歳以下の子どもの数(人)	235	228	206	236	235	200



【出典】全国：被保護者調査（厚生労働省）、推計人口（総務省統計局）から試算

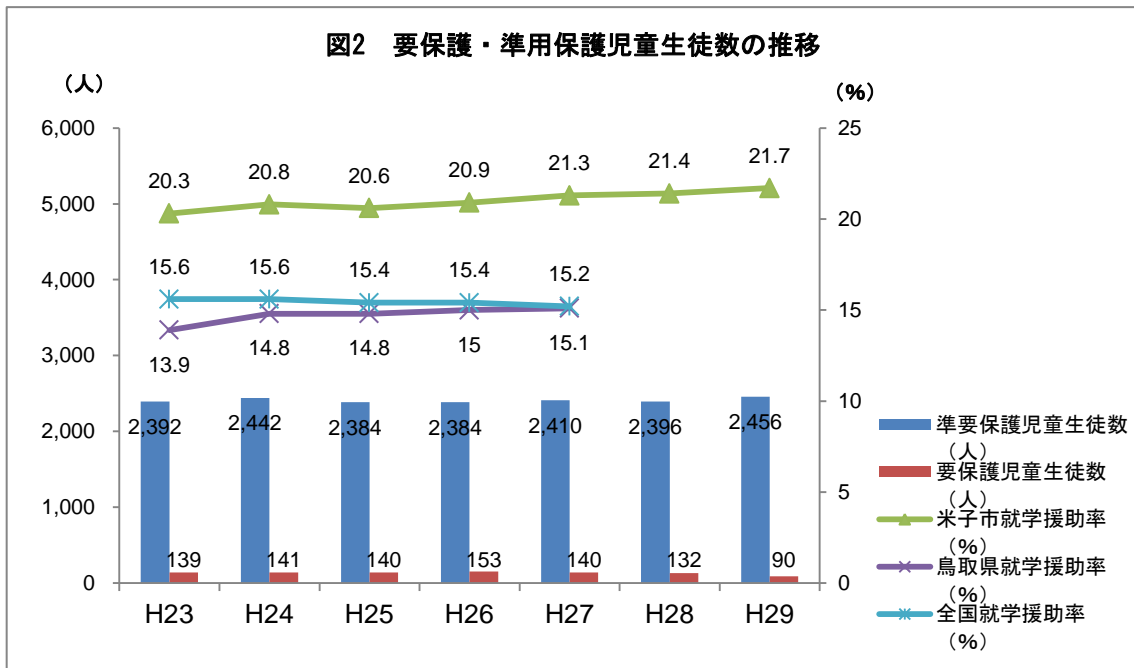
鳥取県：鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課調べ

イ 就学援助を受けた要保護・準要保護児童生徒の数の推移

本市の就学援助率は、ほぼ横ばいで推移しており、全国や鳥取県を大きく上回っています。また、要保護・準要保護児童生徒数は、平成 23 年度から平成 29 年度までの 7 年間ほぼ横ばいです。

表 2 要保護・準要保護児童生徒数の推移

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
準要保護児童生徒数 (人)	2,392	2,442	2,384	2,384	2,410	2,396	2,456
要保護児童生徒数 (人)	139	141	140	153	140	132	90
米子市就学援助率 (%)	20.3	20.8	20.6	20.9	21.3	21.4	21.7
鳥取県就学援助率 (%)	13.9	14.8	14.8	15.0	15.1	—	—
全国就学援助率 (%)	15.6	15.6	15.4	15.4	15.2	—	—



【出典】全国：要保護及び準要保護児童生徒数（文部科学省）

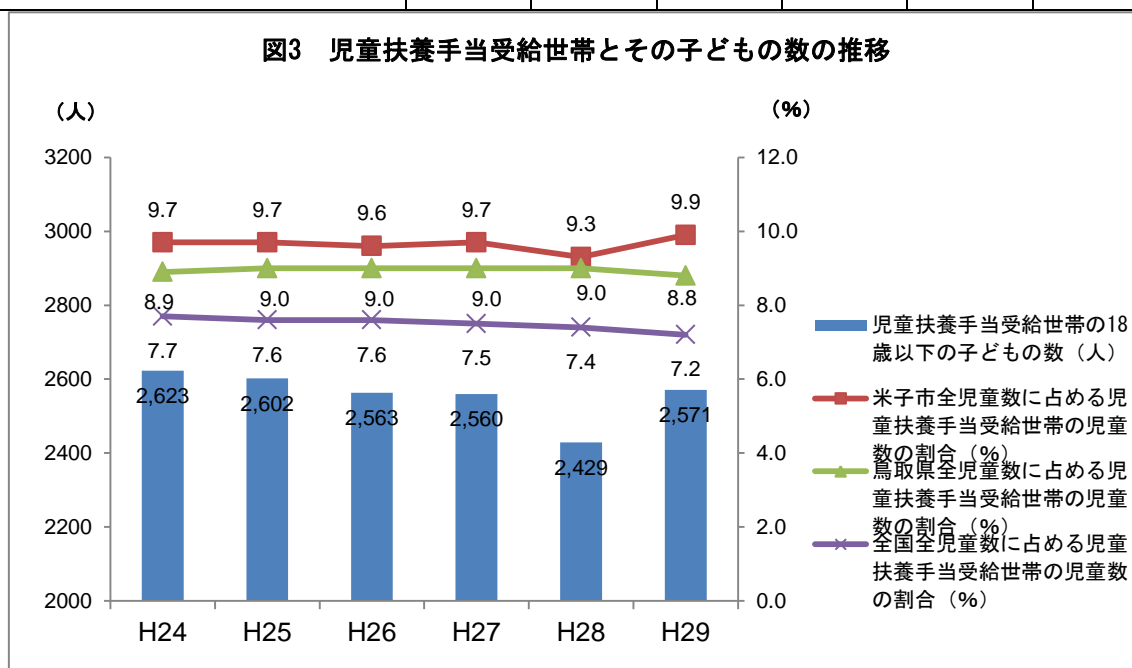
鳥取県：鳥取県教育委員会事務局小中学校課調べ

ウ 児童扶養手当受給世帯（ひとり親家庭）の子どもの数の推移

本市の 18 歳以下の全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合は、全国や鳥取県を上回っています。また、児童扶養手当受給世帯の児童数については、平成 28 年度は減少していますが、基本的に平成 24 年度から平成 29 年度において増減の変化はほとんどない状況です。

表3 児童扶養手当受給世帯の子どもの数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童扶養手当受給世帯（世帯）	1,738	1,730	1,711	1,710	1,645	1,706
児童扶養手当受給世帯の18歳以下の子ども数（人）	2,623	2,602	2,563	2,560	2,429	2,571
米子市全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合（％）	9.7	9.7	9.6	9.7	9.3	9.9
鳥取県全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合（％）	8.9	9.0	9.0	9.0	9.0	8.8
全国全児童数に占める児童扶養手当受給世帯の児童数の割合（％）	7.7	7.6	7.6	7.5	7.4	7.2



【出典】全国：福祉行政報告例

鳥取県：鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課調べ

(2) 子どもの就園率、進学率及び就職率の推移

ア 生活保護世帯の子どもの進学率及び就職率の推移

図4から図8において、本市及び鳥取県においては対象者の実数が少ないことから年度間の数値変動が大きく、傾向がつかみにくい状況となっています。

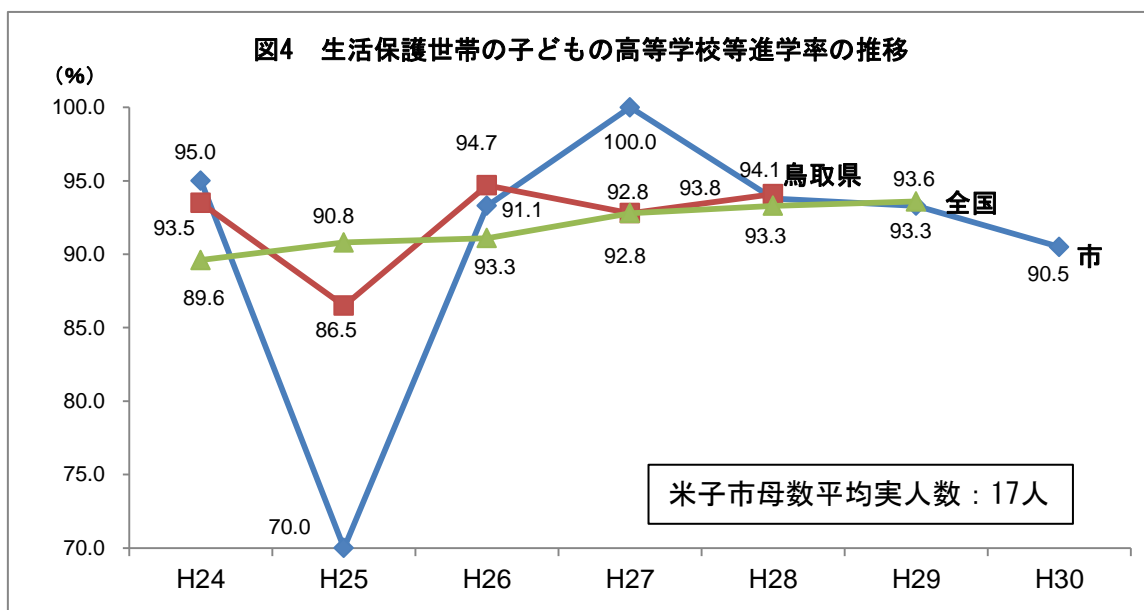
まず、図4の生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は、平成25年度は急激に下がっていますが、平成28年度、平成29年度については全国及び鳥取県と同水準で推移しています。

次に、図5の高等学校等中退率は、平成25年度、平成26年度において全国を大きく上回っていますが、平成27年度、平成28年度においては全国を下回っています。

図6の大学等進学率は、平成27年度、平成29年度において全国を上回っていますが、それ以外の年度においては全国を下回っています。

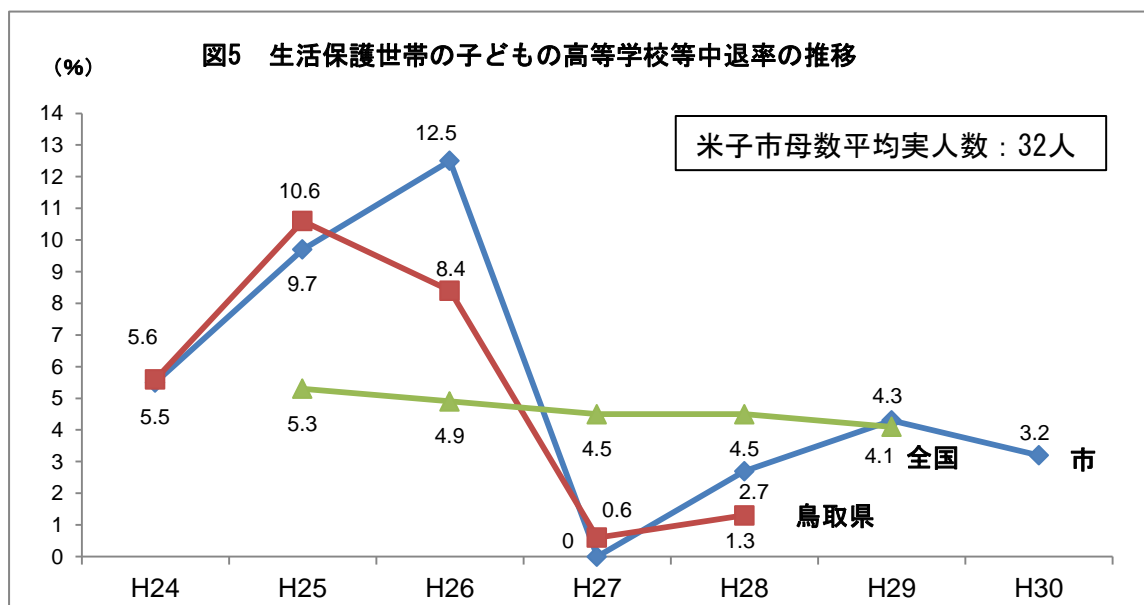
図7の中学校等卒業後の就職率は、平成25年度が飛び抜けて高いですが、平成27年度から平成29年度の間は0%が続いています。

図8の高等学校等卒業後の就職率は、年度によって差はあるものの基本的に全国を上回っています。



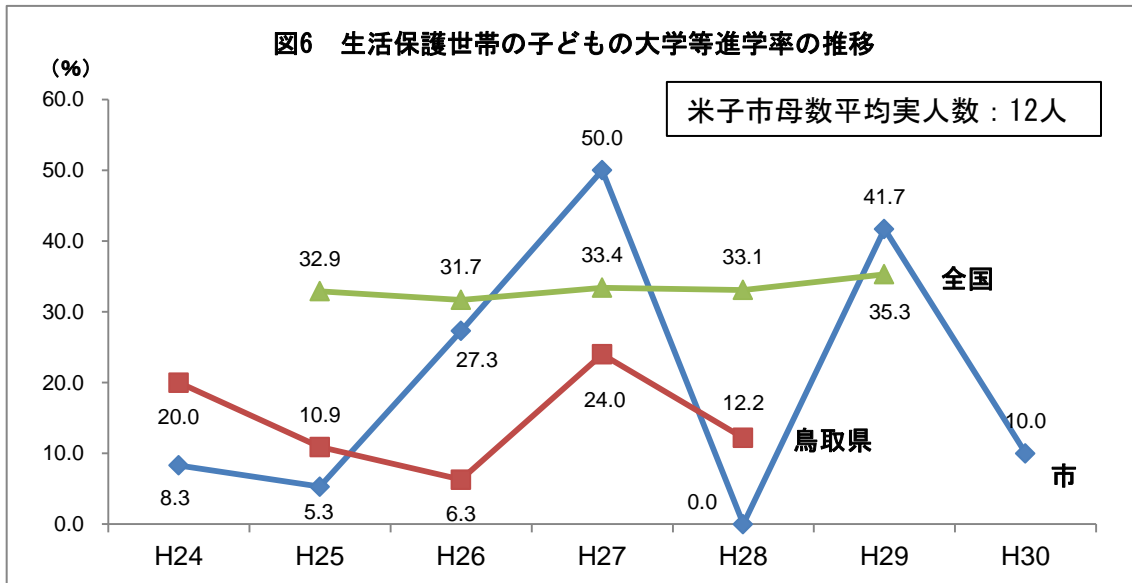
【出典】全国：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

鳥取県：鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課調べ



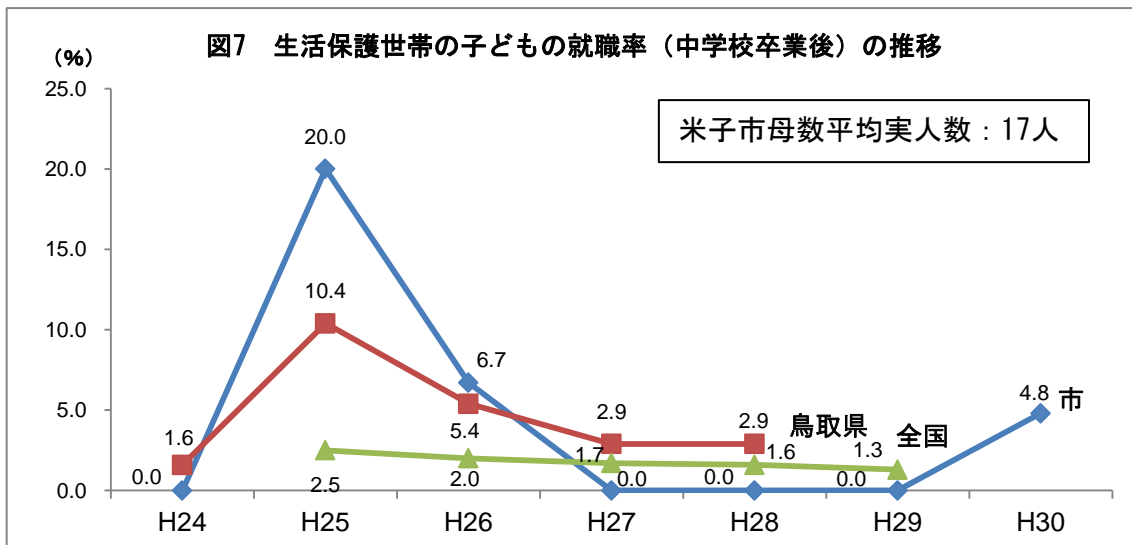
【出典】全国：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

鳥取県：鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課調べ



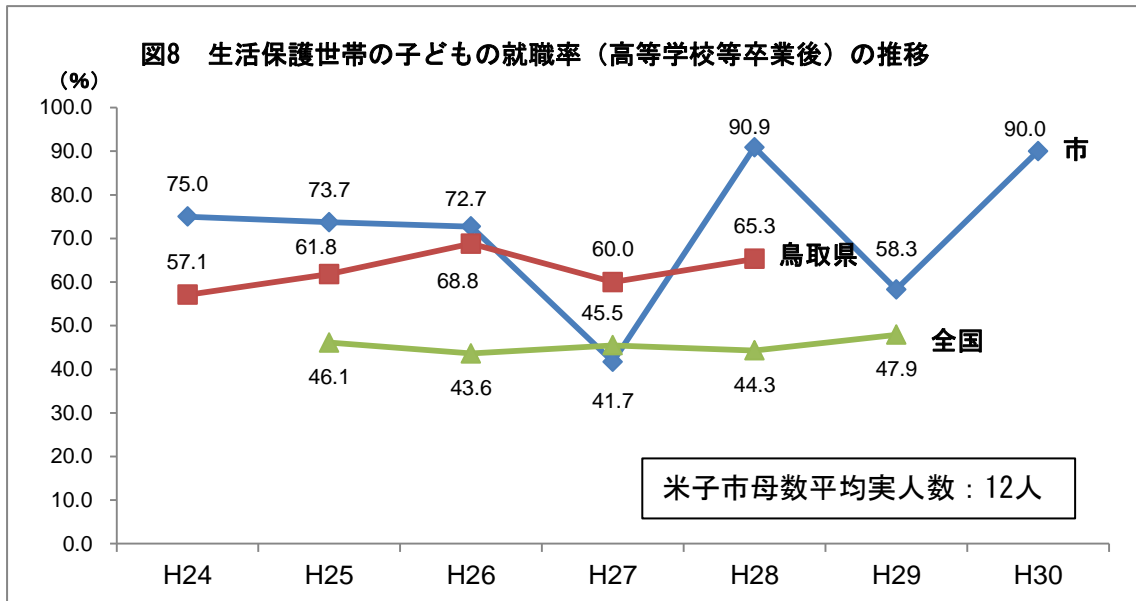
【出典】全国：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

鳥取県：鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課調べ



【出典】全国：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

鳥取県：鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課調べ

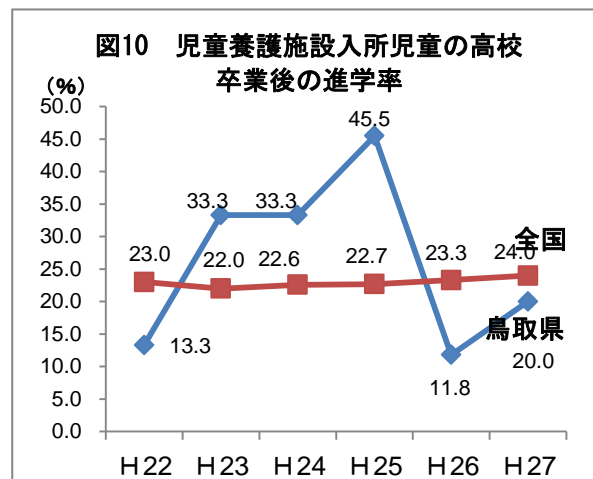
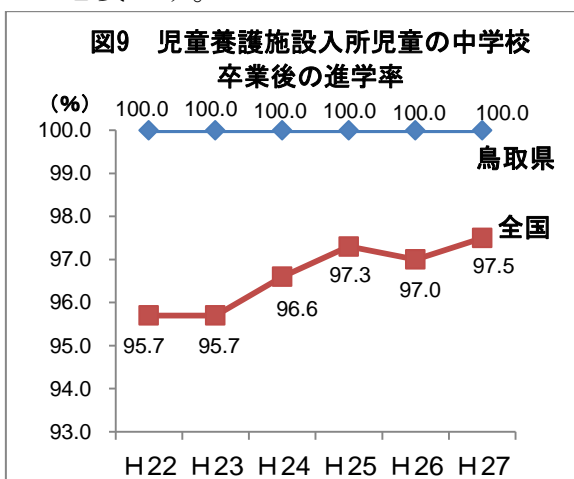


【出典】全国：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

鳥取県：鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉監査指導課調べ

イ 児童養護施設入所児童の進学率の推移

児童養護施設に入所している子どもの中学校卒業後の進学率は、近年、100%で推移しています。また、高校卒業後の進学率は、平成 22 年度から平成 25 年度まで上昇傾向にありましたが、平成 26 年度は大きく減少し、平成 27 年度は上昇するも、全国を下回っています。ただし、鳥取県の場合、対象者の実数が少ないことから年度間の数値の変動が大きいことに留意が必要です。



【出典】全国：社会的養護の現況に関する調査（厚生労働省）

鳥取県：鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課調べ

ウ ひとり親家庭の子どもの就園率及び進学率及び就職率

本市はひとり親家庭に関する実態調査を行っていませんが、全国及び鳥取県においては実態調査を5年おきに実施しています。全国と鳥取県は調査年度が異なっているため単純に比較することはできませんが、鳥取県の特徴として、就園率、就職率は全国より高く、進学率が全国より低い傾向にあり、本市の施策を考える上で鳥取県の特徴を参考にすべきと考えます。

表4 ひとり親家庭の子どもの就園率、進学率及び就職率

		鳥取県 (平成25年度)	左記内訳	全国 (平成28年度)	左記内訳
子どもの就園率 (保育所・幼稚園)		81.2%	【母子家庭】 80.4% 【父子家庭】 100%	73.4%	
中学校卒業後	子どもの進学率	93.1%	【母子家庭】 93.6% 高等学校 90.7% 高等専門学校 2.9% 【父子家庭】 87.2% 高等学校 87.2%	96.3%	
	子どもの就職率	3.6%	【母子家庭】 3.4% 【父子家庭】 5.1%	1.7%	
高等学校卒業後	子どもの進学率	47.8%	【母子家庭】 50.0% 大学等 25.4% 専修学校等 24.6% 【父子家庭】 31.3% 大学等 25.0% 専修学校等 6.3%	58.5%	大学等 41.9% 専修学校等 16.7%
	子どもの就職率	33.1%	【母子家庭】 29.4% 【父子家庭】 62.5%	24.8%	

【出典】全国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）

鳥取県：平成25年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査

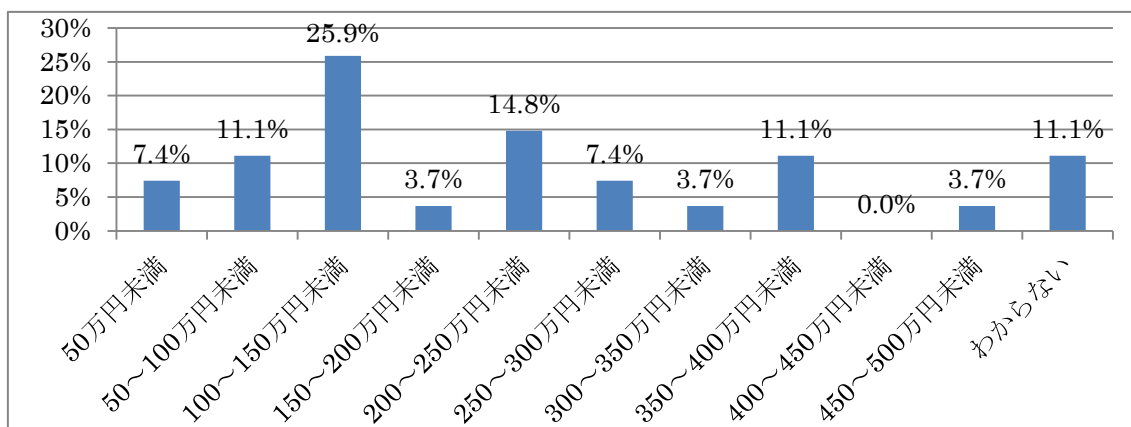
2 ひとり親家庭の親からの面接調査結果による米子市の現状

生活に困り感のあるシングルマザーの方々や母子生活支援施設に居住するひとり親家庭の親の方々に対して、生活環境、経済状況、教育、制度などについて面接調査を実施しました。

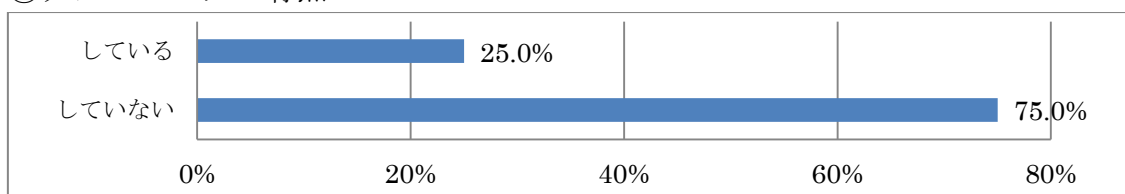
【調査の結果】

- ・調査時期：平成30年12月～平成31年3月
- ・調査方法：インタビュー方式（対面）による聞き取り
- ・対象者数：28人

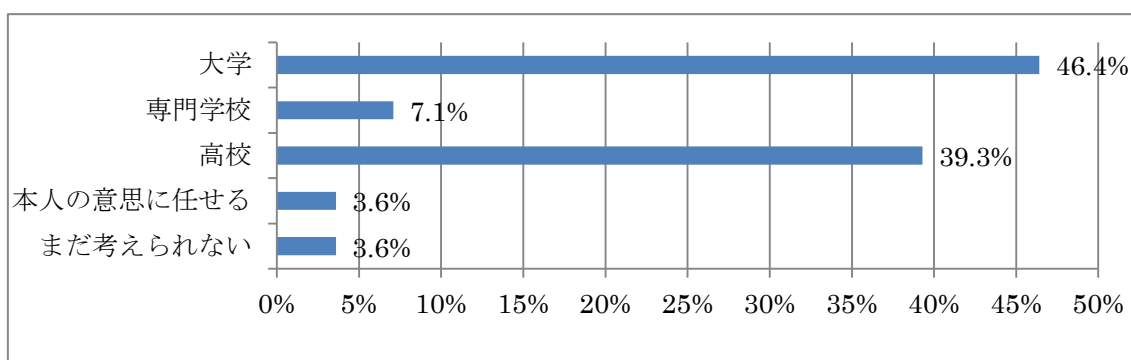
①対象者の平均年収



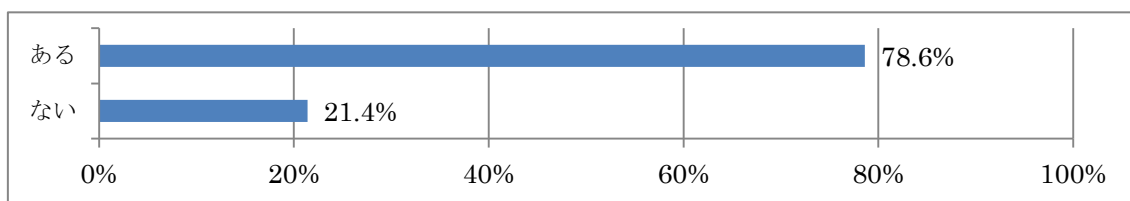
②ダブルワークの有無



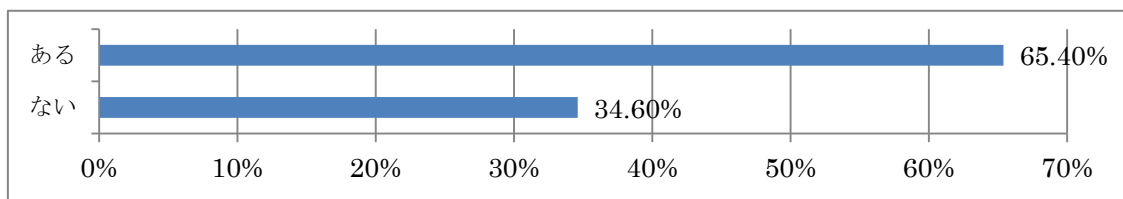
③進学に対する期待



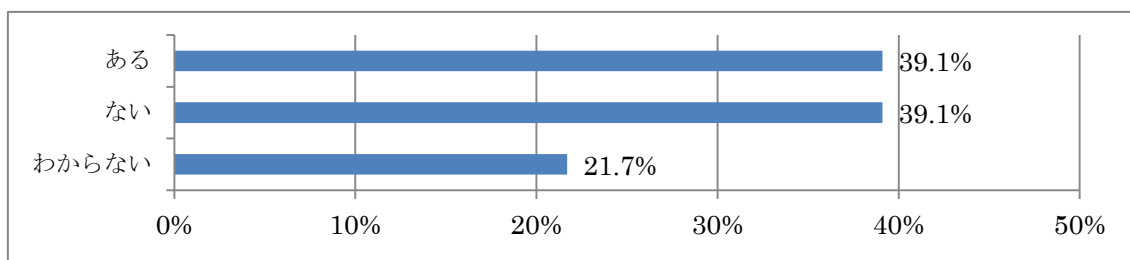
④相談相手や相談先



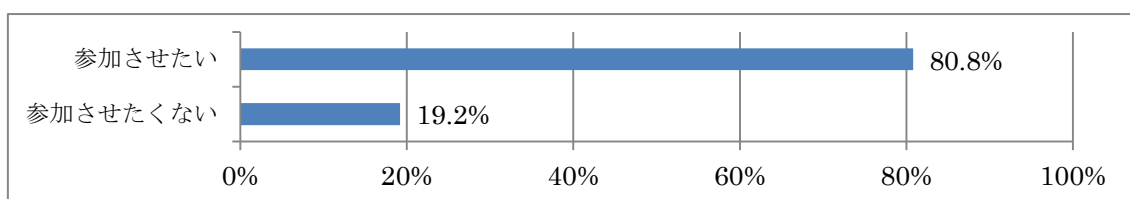
⑤教育にかかる経済的な負担感



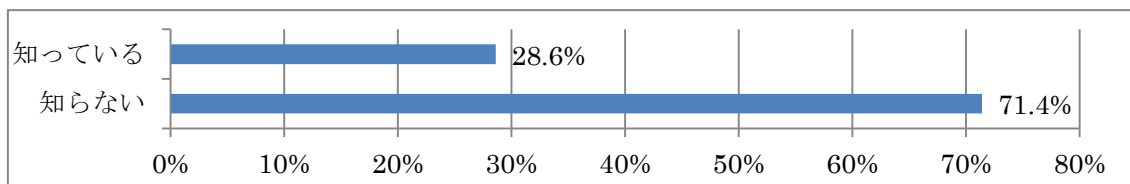
⑥制度の使用しづらさ



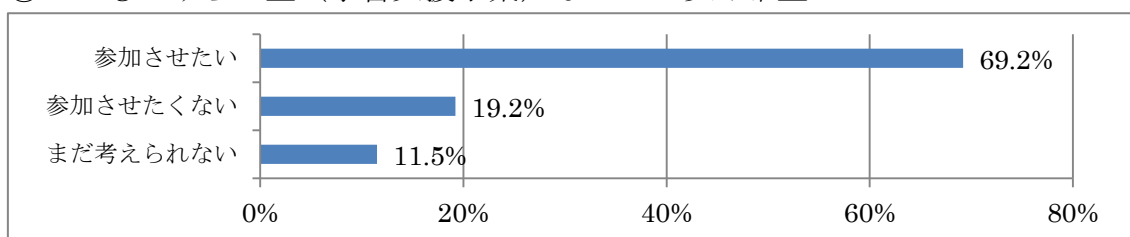
⑦子ども食堂等の参加希望



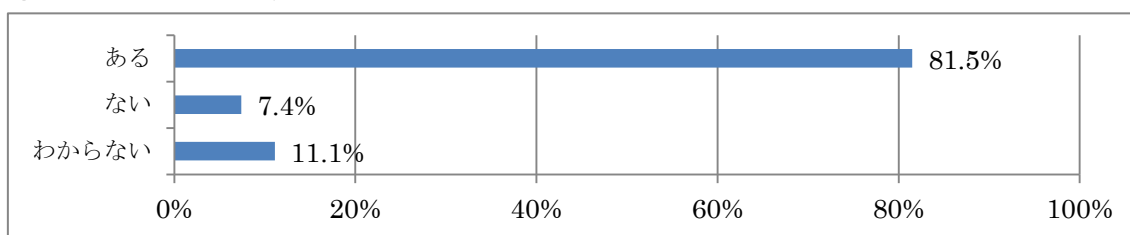
⑧こども☆みらい塾（学習支援事業）の認知



⑨こども☆みらい塾（学習支援事業）などへの参加希望



⑩不足している支援



※不足している支援として挙げられた代表的な声

- ・同じような悩みを持った人同士（シングルマザー）が知り合える場所・機会の提供
- ・夜の託児所の開設
- ・住宅支援（家賃補助）
- ・障がい児への学習支援（個別指導）
- ・大学進学に向けた高校生への学習支援

3 米子市の課題

本市は、全国及び鳥取県と比較して、生活保護世帯の子どもの数や子どもの就園率・進学率・就職率については、特筆すべき特徴は見られませんが、要保護・準要保護児童生徒数や児童扶養手当受給世帯（ひとり親家庭）の子どもの数については、全国及び鳥取県よりも多い割合であることが特徴です。

面接調査を通じて、ひとり親家庭は子どもに対し進学に対する期待を持ちつつも、経済的な負担感から十分な教育を受けさせられない状況であり、無料又は安価で行われる学習支援を希望されていることがわかりました。

また、子どもが一人で食事をすることがないよう、子ども食堂などの居場所の利用についても求められていることがわかりました。

これに対し、本市が実施している既存の制度については、内容が分かりづらい等の利用のしづらさ、広報等の情報の少なさ、必要とする支援が実施されていない等の声が挙がっていました。

このことから、既存の制度があるにもかかわらず、周知不足により十分に活用されていないこと、また、同時に市民のニーズに合った支援の実施が不足していることがわかりました。

よって、本市の実情に適応した支援を実施するために、現在実施している取組を最大限に充実させること、また新たな取組を創設する必要があると考えます。

第3章 具体的な取組

子どもの貧困対策の推進に当たっては、関連施策を連動させ一体的に推進していくことにより、効果的な施策展開を図るため、本市における現状と課題を踏まえて、「教育の支援」「生活の支援」「居場所づくりの支援」「保護者に対する支援」の4つを重点施策とします。

これに基づき、現在、本市が実施している子どもの貧困対策につながる取組を4つの重点施策に該当する項目ごとに区分するとともに、それぞれの取組を互いに連携・連動させ、総合的な支援を実施します。

また、本市におけるニーズに対応した今後新たに実施する取組についても、4つの重点施策に該当する項目ごとに明記し、総合的な支援体制を強化していきます。

1 現在実施している取組

(1) 教育の支援

施策名	事業概要	対象	担当課
生活保護受給世帯学習支援事業 (こども☆みらい塾)	貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯の子どもたちに学習の場を提供し、学力向上や進学のための学習支援を行う。	生活保護受給世帯の子ども	福祉課
準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、義務教育を受けるために必要な経費の一部を補助する。	経済的理由により就学困難な児童生徒	学校教育課
要保護児童生徒援助費補助金	要保護(生活保護)児童生徒の修学旅行費の助成を実施する。なお、教材費及び学校給食費等は教育扶助として福祉課より支給しており補助対象外である。	要保護(生活保護)児童生徒	学校教育課

(2) 生活の支援

施策名	事業概要	対象	担当課
ひとり親福祉事業 (母子父子自立支援員)	ひとり親家庭の父母を対象に相談業務に応じ、必要なサービスや適切な支援機関の利用につなげることで、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援する。児童扶養手当を受給している方の就労・自	ひとり親家庭の父母	子育て支援課

	立促進支援のため、母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施し、ハローワークと連携し、就職や転職がしやすくなるようきめ細かい支援を行う。		
家庭廃棄物処理手数料負担軽減事業	ごみの有料化に伴い、生活困窮者や障がい者等の経済的負担の軽減に配慮し、既存の社会福祉制度の対象者等が属する世帯又は個人を対象とし、家庭廃棄物の処理手数料に係る負担の軽減を図るため、支給対象者に対し、平均的なごみ袋使用量の3分の1に相当するごみ袋の枚数を、指定ごみ袋引換券により支給する。	生活保護を受けている者 児童扶養手当の受給者 特別児童扶養手当の受給者 特別障害者手当の受給者 老齢福祉年金の受給者 要介護4又は5の認定を受けている在宅の被介護者 ストマ用装具又は紙おむつの助成を受けている身体障がい者（児） 2歳未満の乳幼児	クリーン推進課
児童扶養手当事業	離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する者に対し、児童扶養手当法に基づき手当を支給する。ひとり親家庭等を経済的に支援することにより、生活の安定に寄与し、児童福祉の向上を図るもの。	父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する者	子育て支援課
寡婦（夫）控除のみなし適用	税法上の寡婦（夫）控除の対象とならない未婚のひとり親家庭において次の対象事業を利用する場合に、寡婦（夫）控除があるものとして所得等を計算して、利用料等の減額等を行う。	税法上の寡婦（夫）控除の対象とならない未婚のひとり親家庭	子育て支援課 こども相談課 健康対策課

	<p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援課 <ul style="list-style-type: none"> ・保育料 ・幼稚園等就園奨励費補助金 ・病児病後児保育料 ・なかよし学級利用料 ・高等職業訓練促進給付事業 ・児童扶養手当 ・児童手当 ○こども相談課 <ul style="list-style-type: none"> ・あかしや利用料 ・子育て短期支援事業負担金 ・母子生活支援施設自己負担金 ・助産施設入所自己負担金 ○健康対策課 <ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア負担金 ・産後ヘルプ負担金 ・新生児聴覚検査事業自己負担金 ・未熟児養育医療費給付事業自己負担金 ○障がい者支援課 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療（育成医療） ・補装具費支給 ・日常生活用具等給付 ・小児慢性特定疾病児童日常生活用具 ・障害者福祉サービス ・障害児通所支援 ・地域生活支援 ○住宅政策課 <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅（家賃の決定、入居者の決定、同居者の承認） 		障がい者支援課 住宅政策課
特別医療費助成制度 （小児・ひとり親・特定疾病）	ひとり親家庭、特定疾病、18歳未満の年度末までのお子さんの通院・入院等の医療費（保険適用の治療など）を助成。	ひとり親家庭 特定疾病 18歳未満の年度末までのお子さん	生活年金課

特別医療費助成制度 (重度心身)	障がいのある方の通院・入院等の医療費（保険適用の治療など）を助成。	重度心身障がい者 精神障がい者	生活年金課
要保護準要保護児童生徒医療扶助費	要・準要保護に認定された児童生徒において、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めのあるものに罹患し、学校において治療の指示を受けたときは、治療に要する医療費について援助を行う。	要・準要保護に認定された児童生徒	学校教育課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者からの相談対応と支援、必要時関係機関への連絡調整等を行う。	生活困窮者	福祉課
住居確保給付支援事業	就労能力と就労意欲のある離職者のうち、家賃の支払が困難な者に対して、家賃の給付を行う。	生活困窮者	福祉課
赤ちゃん訪問	母子保健法に基づく新生児訪問及び児童福祉法に基づくこんにちは赤ちゃん訪問事業を兼ねた事業であり、妊産婦、新生児及び乳児に対する保健指導、疾病予防、健康保持・増進を図ること・虐待予防を目的に、助産師・保健師による全戸家庭訪問を実施する。 訪問を行うことで、新生児・乳児・産婦の健康状態や悩みを把握し、必要な情報提供・適切なサービスへつなげる。核家族化に伴う子育ての孤立化を防ぐため、早期に必要なサービスへ繋がるよう関係機関と連携・情報共有を図る。	新生児	健康対策課
乳幼児健康診査	乳幼児に対する総合的な健康診査の実施して身体発育・精神発達の状態を把握し、障害の早期発見と養育支援を行う。多職種が連携した保健指導と育児指導を行うことで、育児負担の軽減を図る。 生後3～4か月児と9～10か月児を対象に医療機関へ委託して個別健診を、6か月・1歳6か月・3歳児を対象	【個別健診】 生後3～4か月・9～10か月児 【集団検診】 6か月・1歳6か月・3歳児	健康対策課

	<p>として、ふれあいの里にて集団健診を実施。</p> <p>未受診者を把握し、虐待予防と養育支援が必要な児の早期発見・早期支援を行う。</p>		
マタニティー &ベビー相談	<p>妊婦と赤ちゃんの相談事業であり、妊娠、分娩及び子育て等の個別指導を行う。</p> <p>核家族が進み、周囲に相談する人がなく孤立している母子が増えているため、新生児訪問後のフォローアップ、母子手帳交付後のハイリスクの支援、相談に応じる。</p>	妊婦及び産婦	健康対策課
赤ちゃんすく すく相談	<p>赤ちゃんから就園前の子どもを対象に、相談事業を実施。</p> <p>身体計測をして増加しているかを確認し、相談内容に応じた専門スタッフ（保健師、栄養士、助産師、歯科衛生士等）が対応する。</p> <p>また、赤ちゃん訪問、助産師の相談や乳幼児健診のフォローとして個別に相談に応じる。</p>	乳幼児	健康対策課
子育て支援セ ンター	<p>子育て支援センターにて、育児についての相談・指導や子育て情報を提供する。また、子育てサークル等への地域支援活動を行うことにより、地域全体の子育て環境の向上を図る。</p>	乳幼児及びその保護者	こども相談課
タムタムスク ール(子育て講 座)	<p>全ての保護者が安心感と自信を持って家庭教育を行えるよう、学習機会を提供する。</p> <p>主に乳幼児期を対象とした子育て講座を開催。</p>	乳幼児期の子育て中の保護者	こども相談課
地域における 家庭教育支援 基盤構築事業	<p>・「PTA 子育て講座」の開催</p> <p>就学時や思春期の家庭教育について、小・中学校の保護者を対象とした学習講座の開催。</p>	子育て中の親、保護者等	こども相談課

	<p>・「米子市家庭教育支援チーム」の活動</p> <p>家庭教育支援チーム員により、親等に対し、寄り添い支援、また、家庭と地域・関係機関等とのつながり支援を行い、家庭において等しく主体的な家庭教育ができる環境整備を図る。</p>		
こども総合相談窓口	<p>全ての妊婦、子どもとその家庭及び関係者を対象とし、困りごとや悩みなどを母子保健と子育て支援の両面の観点から、妊娠期から乳幼児期、学齢期まで、利用者の目線に立った切れ目のない一貫した支援の中心となり、利用者により寄り添った相談援助を行う。妊産婦及び乳幼児等の実情を把握し相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行う。</p>	全ての妊婦、子どもとその家庭及び関係者	こども相談課
家庭児童相談室	<p>子ども及び妊婦に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもやその家庭に最も効果的な支援を行い、子どもの福祉を図り、その権利を擁護する。</p>	全ての妊婦、子どもとその家庭及び関係者	こども相談課
保育入所の優先	<p>保育施設の利用調整において基準指数の加算項目に「ひとり親世帯」、「生活保護世帯」、「前年度市民税非課税世帯」の項をそれぞれ設け、審査を行っている。</p>		子育て支援課
一時預かり事業	<p>幼稚園型一時預かり事業：幼稚園での預かり保育を実施し、就労支援</p> <p>一般型一時預かり事業：不定期での就労支援</p>		子育て支援課
延長保育事業	<p>保育施設等での標準的な開所時間を超えて保育を行うことで就労支援する</p>		子育て支援課
病児保育事業	<p>病気にかかった児童を病院等又は保育所に付設された施設において一時的に保育することにより、子育てと就労の両立支援につなげる。</p>		子育て支援課

(3) 居場所づくりの支援

施策名	事業概要	対象	担当課
ひとり親家庭学習支援事業 (こども☆みらい塾)	ひとり親家庭の児童(小4～中3)に対し、ボランティアによる学習支援を実施する。	ひとり親家庭の児童(小4～中3)	子育て支援課
子どもの居場所づくり推進モデル事業	低所得世帯やひとり親家庭等の子どもたちが、夜間や休日に、地域の大人や友達と一緒に食事や勉強、活動を行い、子どもたちの社会性、規則正しい生活習慣の獲得、世帯の孤立防止等を推進することができる子ども食堂等の居場所づくりをモデル的に支援する。	新たに居場所づくりの取組を行う民間団体等	子育て支援課
なかよし学級	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的になかよし学級を運営する。	小学1年生から6年生まで	子育て支援課

(4) 保護者に対する支援

施策名	事業概要	対象	担当課
女性の専門職資格取得助成事業	18歳以下の子を養育している女性が就職に役立つ専門職資格を取得した際に、資格取得にかかった費用の半額を助成する。	18歳以下の子を養育している女性	男女共同参画推進課
高等職業訓練促進事業	ひとり親家庭の父母が、就業の際に有利となる資格の取得を目指し養成機関に通う場合に、修業期間のうち一定期間について給付金を支給することにより生活費の負担軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。あわせて、取得した資格を生かして就業することにより、ひとり親家庭の生活の安定につなげるもの。	ひとり親家庭の父母	子育て支援課

2 今後の取組

(1) 教育の支援

すべての子どもが家庭環境に左右されることなく、能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦できるよう、学力向上に向けた取組を行います。

- 学校と福祉関係機関等との連携強化
- 地域による学習支援
- スクールソーシャルワーカーの配置の強化
- 生活保護受給世帯学習支援事業及びひとり親家庭学習支援事業の強化

(2) 生活の支援

貧困対策には、生活基盤の安定が重要であることから、生活の基礎を下支えし、自立の援助を行い、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るための支援を行います。

- 保護者の生活支援の強化
- 相談職員の資質向上
- 妊娠期からの切れ目のない支援
- 住宅支援
- 主体的に家庭教育が行える環境整備

(3) 居場所づくりの支援

就労等により、保護者が不在の家庭の子どもが放課後等に安心して過ごせること、また、子どもたちが地域や社会との関わりの中で様々な経験を積みたくましく成長していけるよう、学習や遊びなどの交流の場を確保し、多様な子どもの居場所づくりを推進していきます。

- ひとり親家庭学習支援事業の強化
- 子ども食堂実施団体協議会の設置
- 子ども食堂の普及啓発
- 学習支援に関するコーディネーターの設置及び育成（福祉基金の活用）

(4) 保護者に対する支援

子どもの生活を安定させるには、保護者の収入の安定が必要です。日々の生活の中で、家族がゆとりを持てる時間の確保や、子どもの労働価値や意味を学ぶことにもつながることから、保護者の就労支援の充実を図ります。

- 相談体制等の充実
- 就労支援の強化
- 技能訓練に係る支援の強化
- 生活支援の強化（再掲）

第4章 計画の推進

子どもの貧困対策を総合的に推進するために、福祉分野、教育分野等の庁内各課だけでなく、地域における多様な関係者との連携を図るとともに、協力を得ながら、地域の実情に即した効果的な施策に取り組みます。

1 達成目標

子どもの貧困対策の支援体制の充実を図っていく上で、次のとおり目標値を設定し、その達成に向け、庁内各課が連携を図ります。

目標項目	現行値 (令和元年度等)	目標値 (令和5年度)
生活保護受給世帯向けの学習支援事業の実施箇所数	1	3
ひとり親家庭等学習支援事業の実施箇所数	1	3
スクールソーシャルワーカーの配置数	3	5
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	90.5%	100%

2 計画の推進体制

必要なサービスを、必要とする方に着実に届けるため、相談機関の連携、強化を推進します。庁内各課だけでなく、地域、NPO法人、民間企業等と連携体制の構築を強化し、包括的な推進体制の下、より効果的で相乗効果を生むような支援活動を進めます。

3 計画の進捗管理

本計画に基づく施策の進捗状況や対策の効果等をPDCAサイクルを活用して検証・評価を行い、必要に応じて、計画・指標等の見直し、改善を図ります。